

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	奈良教育大学
-----	--------

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	奈良教育大学附属幼稚園	133 名	14 名
2	奈良教育大学附属小学校	564 名	48 名
3	奈良教育大学附属中学校	479 名	40 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

奈良教育大学の第二期中期目標計画において、附属学校園における指導内容や指導方法の実践研究として、とりたてて特別支援教育を掲げてきた経緯がある。

本学附属学校園は、小・中学校には固定式の特別支援学級を設置し、知的障害や知的障害を併せもつ自閉症などの児童生徒の教育に取り組んできたが、近年、通常学級での発達障害や発達障害の疑いのある幼児児童生徒への教育的対応が重要な課題となってきた。幼稚園の入園及び小学校の入学には抽選制をとり、幼稚園から小学校及び小学校から中学校への進学については連絡進学を原則としている。従って、附属学校園には多様なニーズのある子供が在籍している。例えば、附属小学校での教師による「総合的困難度」の調査では高いニーズのある児童が 31%にのぼるなど、発達障害があるか、またはその可能性のある幼児・児童・生徒の割合が公立の学校園よりも高い現状があった。

このような現状に対して、それぞれの学校園での系統的な取組を行ってきた。幼稚園では、発達障害の可能性のある子供たちに対して早期から適切な対応を行い、保護者への啓発にも努めてきた。また、小学校ではチームティーチング・通級指導などの個別支援及び合理的配慮などに取り組み、中学校では、支援が必要な生徒を対象としたチームティーチングや放課後の個別学習指導、発達障害の課題に起因すると考えられる不登校傾向生徒への支援や個別相談を行うなどそれぞれ一定の成果をあげてきた。

第二期中期目標計画の最終年度において、これらの附属学校園の取組を総合的に整理し、課題を明らかにすることが期待された。

2. 取組の概要

〔附属幼稚園〕

幼稚園に在籍する知的障害、ASD 傾向、ADHD 傾向のある子供中心にフォローをおこなった。校内体制としては、特別支援教育会議及び個別のケースカンファレンスを定期的に行い、保育や援助の改善を行ってきた。

特別支援教育支援員による支援の必要な子供の継続的な実態把握、外部機関との連携としてリハビリテーションセンター作業療法士の派遣事業の活用、個別の教育支援計画（「継続支援シート」）を活用したケースカンファレンスの充実を行った。子供のニーズと発達、保護者との合意形成の到達点にあわせて、合理的配慮協力員の助言を得て、必要な配慮・合理的配慮・療育的配慮を構造化し、日常的な支援を提供した。また、年長児に関しては、合理的配慮協力員や附属小学校と連携して就学に向けた支援を行い、保護者の理解を促した。また、「インクルーシブな幼小接続にむけて一就学を考える」と題して、大学の特別支援教育の教員の協力を得て、小学校と合同で相互研修を行い、それぞれの取組の認識を深めた。

〔小学校〕

通級指導教室を開設しており、そこへ継続的に通級している児童への支援を行い、通常学級に在籍するおおよそ各クラス複数名のニーズのある子供をフォローしてきた。これを支える校内体制は、校内委員会としての学習ニーズ委員会／生活ニーズ委員会であり、その委員会に、合理的配慮協力員が継続的に参加し、実態把握、対応方針、合理的配慮の提供について方向を示した。また、学校全体で進めるインクルーシブ教育という観点から、低学年を中心とした学級での観察および学級適応への支援、中学年での個別のカウンセリング・保護者のカウンセリングを通じたアセスメント及び医療機関等の紹介を行うとともに、外部機関との連携を行った。中学年からの通級指導教室で支えることが必要な子供の支援内容を、特別支援教育コーディネーターと合理的配慮協力員を中心に検討してきた。さらに、高学年を中心として、授業でのICTの導入や授業の板書環境の整備などの学習支援の方法改善を行った。

〔中学校〕

校内体制整備及び個別支援の充実のためのガイダンス会議等の充実を行った。校内体制とスクールカウンセリング等によって、主にASDないしADHD及びその傾向のある生徒が把握されている。特定の学年に多いという特徴があるので、カウンセラーや合理的配慮協力員の参加による学年会議でのケース検討を充実させた。また、学内研修の充実及び発達障害指導者養成学外研修への参加を行うと共に、希望者への色覚アセスメント及び色覚障害への対応（授業、板書などの改善を含む）、特別支援教育支援員を活用した二次障害への対応としての通級指導的な取組の実施及び放課後学習支援教室の取組に着手した。高等学校進学にあたって、保護者との合意形成のもとで、高等学校での合理的配慮の継続ができるよう支援を行った。

3. 成果及び課題

〔成果〕

幼稚園においては、支援する幼児に対して、「個別の教育支援計画」を活用してフォローし、その都度、必要な配慮・合理的配慮を継続し、ケースカンファレンスと支援を充実させることができた。小学校においては、低学年の学級適応に関するアセスメントとそれに基づく支援を充実させることによって、低学年期の発達障害の傾向のある児童への学習への支援の糸口が見いだされた。中学年から高学年にかけて、通級指導の対象となる児童について、学習ニーズ委員会での検討をもとに保護者との合意形成をより精度の高い内容で行うことができた。発達障害を基礎として情緒的混乱のある児童に対しても、通級指導教室の活用はもとより、特別支援教育支援員の協力の下その他の場を提供し、安定した生活を送りつつ学習を進めることが可能となった。中学校においては、色覚障害のある生徒への対応を契機として授業における合理的配慮の提供、同時に色々な特性のある生徒に対してユニバーサル教育としての情報提供のあり方を検討することができた。発達障害の二次障害への予防的措置を浸透させ、必要な場合には、特別支援教育支援員の支援のもと安定し得る場を提供するなど、通級指導教室的な場を提供し、セルフエスティームの向上や行動調整のスキルの向上をはかることができた。インクルーシブな学習支援教室の開設によって、その中で学習障害のある生徒への対応を行い、学習スキルの向上をはかるとともに、テストアコモデーション等の合理的配慮の蓄積を可能にすることができた。

なお学校園全体を通してそれぞれの教育の段階でのインクルーシブな教育環境づくりを醸成するとともに、その中で「必要な配慮」「合理的配慮」「特別な配慮」の提供の蓄積が出来た。それらを踏まえ、基礎的環境整備の充実のもと、これらの活動の継続性を保持するために課題を明らかにし、その持続可能なあり方を提案することができた。

〔課題〕

本事業の成果をふまえ、幼小中連携のもと、より長期的視野に立った支援・配慮を実践的に追究し、発達障害のある子への各年齢期における支援・配慮をいっそう明確にするとともに、就学・進級・進学にあたって適切な支援・配慮の継続化を図ることが課題である。具体的には、本事業では、幼児・児童・生徒が必要とする合理的配慮を個々それぞれの課題に応じて追究し成果を蓄積したが、特に、ターゲットとして明確となったのは発達障害ないしその周辺群の幼児児童生徒である。発達障害およびその傾向のある幼児児童生徒の継続的な配慮と支援を行う際に、本事業では特に3つの課題の存在が明らかとなった。

第一に、幼稚園・小学校・中学校の連携・接続などの場合の環境の変化を踏まえた就学・進級・進学にあたっての適切な支援・配慮の継続である。その際、「合理的配慮」の内容の受け渡し、あらたな場での適応と支援の再構築などが必要となることにも留意する必要がある。

第二に、長期的視野に立った支援・配慮の追究である。最長 12 年間の長期的発達をフォローし学習や学校生活の支援の事例を蓄積し、それによって現在の幼稚園・小学校・中学校の教育のあり方を点検し直し、改善を図ることである。

第三に、各学校段階での保護者との合意形成の追究と蓄積である。幼稚園段階では支援の必要と保護者との合意形成の間にギャップがある場合も見られている。そのため対応が遅れる場合があるが、早期からの必要な配慮や合意形成の努力が、次の段階での合意の蓄積と合理的配慮の要請と提供につながるような合意形成のあり方と関係者の連携のモデルが必要である。

こうした成果と課題のもと、発達障害にターゲットをしぼり、幼・小・中が緊密に連携して、よりエビデンスの高い発達障害アセスメントと適応・学習支援モデルの構築を行うことが、発達障害のある子への各年齢期における支援・配慮をいっそう明確にし、先の 2 つの明確化された課題を解決することにつながるものである。この具体化については、来年度、文部科学省「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業（発達障害早期支援研究事業）」での実施を予定している。